

◆医療機関の適正受診にご協力をお願いします◆

保険料や窓口負担として皆さまにご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに気をつけましょう。

・重複受診はやめ、「かかりつけ医」を持ちましょう

重複受診は、医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。自分や家族の健康状態を把握してくれる信頼できる「かかりつけ医」を持ち、気になることは「かかりつけ医」に相談しましょう。

・緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう

時間外受診は、お医者さんにとっても負担になりますし、割増料金となり、自己負担も大きくなります。また、急病人の治療に支障をきたす恐れもあります。休日・夜間に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診できない

かも一度考えてみましょう。

・薬の適切な用量・用法を守りましょう

体調がすぐれないとき、薬はとても頼りになる存在です。しかし、適切な用量・用法を守らないと、薬が効かなかったり、体に悪影響を与えたりします。薬をもらうとき、ほかに服用中の薬があれば、その旨をお医者さんや薬剤師さんに報告しましょう。

・ジェネリック医薬品を利用しましょう

特許期間を過ぎた新薬と同じ効能・効果を持つジェネリック医薬品なら費用が安くなることもあります。利用を相談してみましょう。

・休日や夜間の子どもの急な病気で心配なときは、電話相談ができます

「小児救急電話相談」 #8000

※ダイヤル回線・IP電話・プッシュ回線からは☎03-5276-9137

相談時間 平日/19時から23時まで

土日・祝日/9時から23時まで

国民健康保険税に

ついて

国民健康保険税は、普通徴収・特別徴収・普通徴収と特別徴収を組み合わせた併合徴収があります。

《特別徴収》

65歳から74歳までの世帯主の方で、次の①～③のすべてに当てはまる方は、年金から国民健康保険税が徴収されます。

① 世帯主が国民健康保険の被保険者

② 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満

③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金支給額が2分の1以内（2分の1を超える場合は、介護保険料の引き落としが優先され、国民健康保険税は普通徴収で納めていただくこととなります。）※届出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができません。

前年の所得状況等により国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険に加入している世帯は、その世帯の前年度の所得状況等に応じ国民健康保険税が課税されますが、規定により均等割額、平等割額が軽減されます。

該当世帯は所得に応じて、均等割額・平等割額に対して7割・5割・2割の軽減をしています。

※所得の申告をされていない人がいる国保世帯は軽減対象になりません。

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

倒産・リストラなど非自発的な失業により職場の健康保険を離脱され国民健康保険に加入された方に対し、在職中の保険料負担と比較して過重にならないようにするための軽減措置があります。

◆対象者（次の条件をすべて満たす人）

- ①平成21年3月31日以降に離職した人
- ②離職時点で65歳未満の方
- ③雇用保険受給資格者証をお

持ちの特定受給資格者または特定理由離職者

「特定受給資格者」↓離職理由コード11、12、21、22、31、32
「特定理由離職者」↓離職理由コード23、33、34

◆軽減期間

軽減期間	離職日
平成23年度末まで	H23.2.22
平成24年度末まで	H24.2.23
平成25年度末まで	H25.2.24

収入状況により国民健康保険税が減免される制度があります

世帯主の死亡や長期疾病など特別な事情により生活が非常に困難となった世帯や、火災等により建物を焼失した世帯などは、規定により減免が受けられる場合があります。

◆問い合わせ先

保険税については税務課

☎0859・54・5208

国民健康保険については

住民生活課

☎0859・54・5210